資料１

岡山県環境審議会委員所属部会（案）

（５０音順・敬称略）

景観部会	水質部会	大気部会	廃棄物対策部会
嘉数　彰彦	片岡　靖隆	木村　幸敬	阿部　宏史
加藤せい子	小松　　満	黒宮亜希子	池口　主弥
齋藤美絵子	杉山　裕子	末石　芳巳	菊池　玉子
嶋　　一徹	中田　和義	田代　滉貴	内藤はま子
嶋田　詠子	長濱　統彦	野沢　　徹	藤原　園子
髙橋　　徹	橋口亜由未	依田　健志	藤原　健史
弥田　俊男			
７名	６名	６名	６名

（景観部会・・・・・・３階　吉備
水質部会・・・・・・３階　橘
大気部会・・・・・・３階　飛鳥
廃棄物対策部会・・・２階　白鳥）

政策部会	
景観部会	部会長
	副部会長
水質部会	部会長
	副部会長
大気部会	部会長
	副部会長
廃棄物対策部会	部会長
	副部会長
赤井　藤子	
大山　知康	
藤木　茂彦	
吉田　光宏	
１２名	

（政策部会・・・・・・２階　白鳥）

資料２

Web 会議システムを利用した会議への出席について（案）

令和８年　月　日
岡山県環境審議会

（Web 会議システム利用の可否）
１　会長が必要と認めるときは、委員（特別委員及び専門委員を含む。以下同じ。）は、Web 会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。

（出席の取扱い）
２　Web 会議システムによる出席は、岡山県環境審議会条例第８条第２項及び第３項に規定する出席として取り扱うものとする。Web 会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。

（退席の取扱い）
３　Web 会議システムの利用において、映像のみならず音声が送受信できなくなった場合には、当該 Web 会議システムを利用する委員は、音声が送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。

（Web 会議システムに出席する場合に確保すべき環境）
４　Web 会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行うよう努めなければならない。

（会議の非公開に関する取扱い）
５　審議会等の設置及び運営等に関する指針（平成 22 年３月９日）６（２）により会議が非公開で行われる場合は、委員以外の者に視聴させてはならない。

（その他）
６　岡山県環境審議会の部会の設置に関する規程第２条により置かれた部会の Web 会議システムを利用した会議への出席については、第１から第５までの規定を準用する。